

# 「道路標識設置基準」の改正について

---

国土交通省道路局企画課  
藤浪 武志

# 「道路標識設置基準」の体系

## 道 路 法

### 【法律】

#### 第45条（道路標識等の設置）

道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならない。

2 前項の道路標識及び区画線の種類、様式及び設置場所その他道路標識及び区画線に関し必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。

## 道 路 構 造 令

### 【政令】

#### 第31条（交通安全施設）

交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、さく、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で国土交通省令で定めるものを設けるものとする。

#### 【道路構造令施行規則】

#### 第3条（交通安全施設）

令第31条の国土交通省令で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。

#### 二 道路標識

## 道 路 標 識 、 区 画 線 及 び 道 路 標 示 に 関 す る 命 令

### 【省令】

#### 第4条（設置者の区分）

道路標識のうち、次に掲げるものは、道路法による道路管理者（以下「道路管理者」という。）が設置するものとする。

一 案内標識

二 警戒標識

三 規制標識のうち、「危険物積載車両通行止め」、「最大幅」、「重量制限」、「高さ制限」及び「自動車専用」を表示するもの

2 略

3 道路標識のうち、前2項各号に掲げるもの以外のものは、道路管理者又は公安委員会が設置するものとする。

## 道 路 標 識 設 置 基 準

### 【通達】

#### 1-1 基準の目的

本基準は道路標識の整備に関する一般的技術的基準を定め、その合理的な計画、設計、施工及び管理に資することを目的とする。

# 道路標識設置基準における審議事項の分担

- 道路標識設置基準は、設置体系や設置計画などの政策的な部分(第1～3章)と、設計、施工、維持管理など技術的な部分(第4～5章)により構成

## 道路標識設置基準(都市局長・道路局長通達(平成27年制定))

現  
行  
の  
記  
載  
事  
項  
(  
目  
次  
)

### 第1章 総則

- 1-1 基準の目的
- 1-2 適用の範囲
- 1-3 用語の定義

### 第2章 道路標識の設置体系

- 2-1 道路標識の機能
- 2-2 道路標識の設置体系
- 2-3 目標地の案内方法の選定
- 2-4 英語併用表示
- 2-5 ピクトグラム併用表示
- 2-6 公安委員会が設置する道路標識との関係

### 第3章 道路標識の設置計画

- 3-1 設置計画に関する基本的事項
- 3-2 一般道路の案内標識
- 3-3 都市間高速道路の案内標識
- 3-4 都市内高速道路の案内標識
- 3-5 警戒標識
- 3-6 規制標識
- 3-7 指示標識

### 第4章 道路標識の設計、施工

- 4-1 一般
- 4-2 材料
- 4-3 構造
- 4-4 施工

### 第5章 道路標識の維持管理

- 5-1 概説
- 5-2 点検及び補修

# 平成27年以降の標識令の改正経緯

■平成27年の道路標識設置基準の改正以降、高速道路ナンバリングに対応した「高速道路番号」標識の新設や、「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」標識の新設など、3度標識令を改正。

## 平成27年3月 道路標識設置基準 改正



平成29年2月

- 「高速道路番号」の標識の新設
- 一般道路上の案内標識における高速道路の表示方法の変更
- 「サービス・エリア又は駐車場から本線への入口」の標識を新たに規定
- スマートIC関係の標識を新たに規定
- 高速道路上の案内標識における行き先地名表示の特例

E56

E1 C4

「高速道路番号」の標識



平成29年7月

- 英字を併記する「徐行」及び「前方優先道路」の標識の追加
- 英字を併記する「一時停止」の標識の追加



英字を併記する徐行の標識



平成30年12月

- 「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」の規制標識の新設
- 画像表示用装置に可変式の道路標識を表示する場合の背板の色に関する規定の追加

# 道路標識設置基準(改正)のポイント

## 1. 基準改定の背景

- 高速道路ナンバリングなど前回改正(H27.3)以降の標識令、道路構造令改正を踏まえた対応が必要
- 訪日外国人観光客の2020年4,000万人、2030年6,000万人の達成に向け、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた標識改善の取組を全国の標識改善に反映

## 2. 基準改定のポイント

### 基準改定の必要性

#### ①標識令・道路構造令改正への対応

- H29.2、H30.12の標識令改正への対応が必要
  - ・高速道路ナンバリングの導入
  - ・大雪時の道路交通確保に伴うチェーン規制標識
  - ・画像表示用装置に道路標識を表示する場合の規定
- H30.9の構造令改正への対応が必要
  - ・セミトレーラ連結車に係る設計車両の高さの諸元4.1m
  - ・重要物流道路における建築限界4.8m以上



高速道路番号(118の3)

#### ②オリパラ標識改善の取組を全国に波及

- オリパラの際の設置計画・取組方針に基づく計画的な標識改善の取組を全国にも展開

#### ③まちあるきなど歩行者の多様なニーズへの対応

- 交通結節点や観光地周でわかりやすい道案内が必要
- 旅行者の利便に資する施設の案内が必要
- 標識や看板により同一の施設が何度も案内されるなど、却ってわかりにくい案内となっている

#### ④高速道路からの一時退出の取組への対応

- 現行基準は、有料区間の高速道路本線における「道の駅」の案内に対応していない

### 具体的な改正内容

#### ①標識令・道路構造令の改正内容に関連する取り扱いを追加

- 新設された道路標識の事例



一般道上の案内標識における  
高速道路の表示方法の変更



スマートIC  
関係の標識



サービス・エリア  
又は駐車場から  
本線への入口  
(逆走等の予防)



高速道路上の案内  
標識における行き先  
地名表示の特例



タイヤチェーンを  
取り付けていない  
車両通行止め

- 標識令の図柄、寸法及び色彩に則り画像表示用装置に表示できる
- 重要物流道路においては、標示板の標準設置高さ5.0mを確保

#### ②設置計画・取組方針の策定による効果的な案内の実現

- 大規模イベントや高速道路開通等をきっかけとし、重点整備区域・対象路線を定めた設置計画・取組方針を策定
- 英語表記に国土地理院や観光庁のガイドラインを考慮

#### ③歩行者用案内の充実

- 地図標識の設置対象箇所について、高齢者・身体障害者等の移動円滑化に必要な施設を案内する必要がある場所等に加え、交通結節点や観光地周辺を追加
- 施設管理者や自治体の設置する看板等と案内標識とが過度に重複することのないよう案内を集約



#### ④「道の駅」案内標識の設置可能範囲拡大

- 高速道路本線からの「道の駅」の案内について  
有料区間も対象に拡大



# 改正ポイント① 標識令改正内容の反映

現  
状

- 現行基準は、平成27年以後の標識令改正に対応していない
- 最新の標識令に対応した基準に改正する必要がある

## 具体的な改正内容

### 新設された道路標識の反映

#### ○高速道路番号

訪日外国人をはじめ、すべての利用者にわかりやすい道案内の実現を進める



高速道路番号



一般道上の案内標識における  
高速道路の表示方法の変更

#### ○スマートIC

「ETC通行車専用入口」を表す表示



スマートIC関係の標識

#### ○サービス・エリア又は駐車場から本線への入り口

スマートICの利便性向上やETC通行車以外の通行車の誤進入による逆走等の予防



サービス・エリア又は  
駐車場から本線への入り口

#### ○高速道路上の案内標識における 行き先地名表示の特例

当該出口を案内する文字を表示する部分とは別の部分に方面を表示



#### ○大雪時の道路交通確保に 伴う規制標識

道路法第46条第1項の規定に基づき、タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行を禁止



タイヤチェーンを取り付けて  
いない車両通行止め

### 道路情報提供装置での 道路標識の表示

H30標識令改正により標識令に規定されている道路標識を道路情報提供装置に表示可能

※ 標識令の規定に基づく図柄、寸法及び色彩等に則るものとする。この場合において、当該道路標識以外の文字及び記号を表示してはならない。



平時



路面凍結  
のおそれがある場合

# 改正ポイント② 設置計画・取組方針の策定

現状

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、開催競技の多い、1都3県（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）の道路標識適正化委員会※1において、道路標識改善の取組方針を策定・公表し、約14,000枚の改善※2を実施。

※1 各都道府県に設置され、関係する道路管理者が参画し、標識等の表示内容を検討する委員会

※2 令和元年6月末時点

## 具体的な改正内容

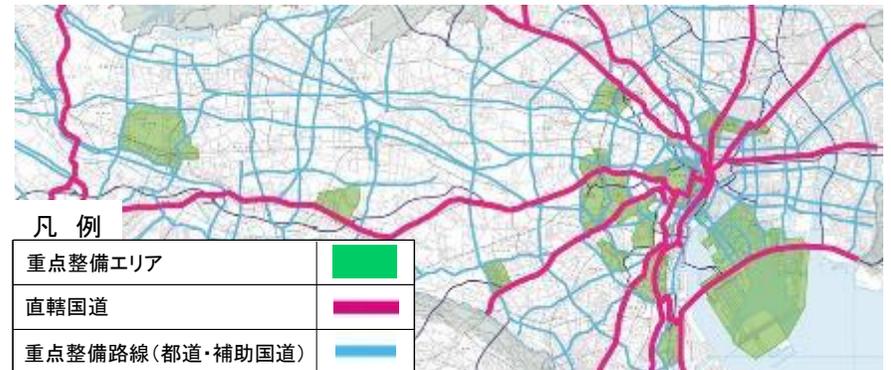
### 設置計画・取組方針の策定による効果的な案内の実現

- 1都3県（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）において先行的に実施していた、道路標識改善の取組方針の策定・公表を、全都道府県に拡大
- 各都道府県における大規模イベントや高速道路開通等をきっかけとし、重点整備区域・対象路線を定めた設置計画・取組方針を策定（英語表記の改善やピクトグラムの活用などを実施）
- 英語併用表示を行う際に国土地理院や観光庁のガイドラインに基づく表記方法と、原則統一することを規定

#### 《対象路線》

道路管理者	対象路線	備考
国土交通省	直轄管理区間全ての国道	-
東京都	全都道・全補助国道	※1「英語表記改善（歩行者系標識を含む）」を実施
	重点整備路線（都内の骨格をなす都道・補助国道）	※2「英語表記改善（歩行者系標識を含む）」 「通称名表記、文字サイズ拡大」を実施
	重点整備エリア内の全都道・全補助国道	※3「英語表記改善」、「路線番号の活用」、 「ピクトグラム、反転文字の活用」、 「歩行者系標識の充実」を実施
区市	重点整備エリア内の区市道	※4 優先順位を考慮し必要に応じて※3の取組を順次実施

※この他、各道路管理者が重点的に整備を進めるべきと判断した路線



東京都の取組方針の例（一部抜粋）

# (参考)オリンピック・パラリンピックに向けた道路標識の改善

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、開催競技の多い、1都3県(東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県)の道路標識適正化委員会※において、道路標識改善の取組方針を策定・公表し、これまでに約14,000枚の改善を実施。

※各都道府県に設置され、関係する道路管理者が参画し、標識等の表示内容を検討する委員会

## 取組の内容

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会までに、道路標識について、関係機関と連携しつつ、以下の取組等を実施。

○ピクトグラム、反転文字の活用



○英語表記改善・歩行者系標識の充実(英語表記改善及び案内の充実化)



## 進捗状況(令和元年6月末時点)

	オリンピック・パラリンピック競技会場周辺の道路標識改善						
	標識改善 予定数	標識改善数	英語表記	ピクトグラム	反転文字	歩行者系標識	その他 標識改善
東京都	約14,300枚	約11,100枚(78%)	約10,500枚(77%)	約110枚(97%)	約50枚(100%)	約2,500枚(86%)	約550枚(92%)
千葉県	約2,000枚	約1,200枚(57%)	約1,200枚(57%)	約20枚(33%)	—	—	4枚(40%)
埼玉県	約1,900枚	約900枚(47%)	約750枚(48%)	約220枚(49%)	約230枚(51%)	0枚(0%)	約10枚(63%)
神奈川県	約1,500枚	約800枚(52%)	約800枚(53%)	約30枚(63%)	—	—	4枚(9%)
1都3県計	約19,800枚	約14,000枚(71%)	約13,200枚(71%)	約370枚(57%)	約280枚(56%)	約2,500枚(86%)	約570枚(85%)

※1枚の標識で複数の改善を実施している場合などがあるため、必ずしも各改善メニューの合計と標識改善合計の数は一致しない。

※( )内は進捗率。

# (参考)オリンピック・パラリンピック競技会場周辺の道路標識改善事例

オリンピック・パラリンピックに向けたわかりやすい道案内のための取組として、トライアスロンやビーチバレーボール等の競技会場を案内する道路標識を整備。既存の道路標識についても、地図やパンフレットと統一した英語表記となるよう改善を実施。

## オリンピック・パラリンピック競技会場周辺における取組事例



### ①英語表記改善



英語表記改善

### ②歩行者系標識の充実【新規設置】



ピクトグラム

### ③英語表記、ピクトグラム、反転文字【新規設置】



英語表記



大会ガイドブックの表記と整合

東京2020大会ガイドブック 英語版

((公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会・東京オリンピック・パラリンピック準備局)



# (参考)道路標識設置基準の改正経緯

改正年	標識令の主な改正内容	改正年	道路標識設置基準
S35.12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現標識令制定</li> <li>※標識の種類を案内、警戒、規制、指示の4つに区分</li> </ul>		<p>S53.3 道路標識を整備する際に考慮すべき整備水準、設置方法等について標識令を補完する技術基準として「道路標識設置基準」を通知</p> <p>S61.11 国際化に対応したローマ字併用表示、歩行者用案内標識、シンボルマーク及び標識令改定を踏まえて改訂</p> <p>H27.3 道の駅の予告標識や案内標識の英語表示、標識損傷の発生を受け荷重、維持管理、耐久性確保の要求性能について改訂</p> <p>R1.10 今回改正</p>
S37.1 ~S53.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路にて用いられる案内標識の追加</li> <li>・「道路交通に関する条約」への加入に伴う改正</li> <li>・国連標識の採用による警戒標識の追加・改正 等</li> </ul>		
S60.10 ~S61.11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の通称名の表示など案内システムの改善</li> <li>・シンボルマークの導入など見やすい表示へ改善</li> <li>・「動物が飛び出すおそれあり」の新設 等</li> </ul>		
H1.2 ~H16.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「道路サービス高度化懇談会」提言に基づく案内標識の追加</li> <li>・「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路」の新設</li> <li>・地図標識や歩行者用案内標識の新設・追加 等</li> </ul>		
H16.6 ~H23.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路等の無料区間/有料区間の表示</li> <li>・交差点における案内標識のわかりやすさの向上（「この先〇〇m」の表示）</li> <li>・「普通自転車専用通行帯」の新設 等</li> </ul>		
H26.4 ~H26.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「道路の案内標識の英語による表示に関する告示」に基づく英語表記</li> <li>・「道の駅」を案内する道路標識の追加</li> <li>・「環状の交差点における右回り通行」の新設 等</li> </ul>		
H29.2 ~H30.12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「高速道路番号」の新設</li> <li>・スマートIC関係の標識を新たに規定</li> <li>・「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」の新設 等</li> </ul>		